

(別紙 1)

小坂町国土強靱化地域計画

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

目標 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

最悪の事態 1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

【想定】耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する

①住宅の耐震化 【建設課】

- ・ 災害時の安全確保のため、生活の拠点である住宅の耐震化を推進する必要がある。

②公共特定建築物(※)の耐震化 【総務課、教育委員会】

- ・ 公共特定建築物は、災害時における避難、救護、復旧対策等の災害対応拠点施設として想定され、これらの建築物の利用者の安全確保はもちろん、災害時の機能確保のため、早急かつ確実な耐震化を推進する必要がある。

※「特定建築物」

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号及び第2号による建築物

- ・ 学校の耐震化は、平成24年度に完了しているが、児童生徒の安全性の確保や災害時の避難所としての利用を図るため、天井・照明器具など非構造部材の落下防止対策を推進する必要がある。

③診療所の耐震化 【福祉課】

- ・ 歯科診療所は、昭和60年度に竣工しているため、新耐震基準を満たしていないことから、耐震化の促進を図る必要がある。また、小坂町診療所においても、耐震化の促進を図る必要がある。

④社会福祉施設等の耐震化 【福祉課】

- ・ 社会福祉施設等は、自力で避難することが困難な者が多く利用することから、その耐震化を促進する必要がある。

⑤指定文化財・史跡の耐震化 【教育委員会、観光産業課】

- ・ 国・県指定文化財（建造物）や史跡（公開施設）の一部に耐震性が不十分なケースが見られることから、見学者の安全を図るため、施設の耐震化や防火設備の整備を推進する必要がある。

【想定】建築物等の倒壊により被害が拡大する

⑥空き家対策 【総務課】

- ・ 所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、衛生・景観上の問題のほか、災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などが懸念されることから、適切かつ円滑な対応を推進する必要がある。

⑦都市基盤の整備 【建設課】

- ・ 建築物が密集する中心部等において地震時の避難路確保や火災の延焼防止等を図るため、都市計画道路整備等の都市基盤整備を一層推進する必要がある。

【想定】家具類の転倒により負傷する

⑧家具類の固定など室内安全対策 【総務課】

- ・ 家具の固定など家庭や事業所における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、普及啓発に取り組む必要がある。

【想定】火災から逃げ遅れる

⑨住宅用火災警報器の設置 【鹿角広域行政組合消防本部小坂分署】

- ・ 住宅用火災警報器の設置は、火災の早期発見や逃げ遅れによる死者の減少につながることから、消防本部と連携して普及啓発に取り組む必要がある。

【重要業績指標】

- ① 住宅の耐震化率 69.5% (R1)
- ② 学校施設の耐震化率 100% (H24)
- ③ 住宅用火災警報器の設置率 90.9% (R1)

最悪の事態 1-2 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【想定】河川堤防など構造物が損傷する

①河川改修等の治水対策 【建設課】

- ・ 洪水を安全に流下させるための河道掘削などの治水対策を実施しており、河川改修等の治水対策をより一層推進する必要がある。

②河川関連施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 河川関連施設は、洪水被害から町民の生命・財産を守るものであり、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

【想定】浸水地域に要救助者が取り残される

③洪水ハザードマップの作成 【総務課】

- ・ 改正水防法に基づく想定しうる最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域の指定等を踏まえ、洪水ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等について周知する必要がある。

④避難勧告等の判断基準等の策定（水害） 【総務課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害）を策定する必要がある。

【重要業績指標】

- ③ 洪水ハザードマップの作成 作成済み
- ④ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定 策定済み

最悪の事態 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生

【想定】火山噴火等の情報が伝達されない

①火山防災協議会による火山防災対策 【総務課】

- ・ 火山対策特別措置法に基づき、国、県、市町村、関係機関、専門家等で構成される「十和田火山防災協議会」において、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制等の対策を検討する必要がある。本町は、十和田火山防災協議会に参画している。

②火山ハザードマップの作成 【総務課】

- ・ 十和田火山防災協議会では、噴火した場合の規模や影響が及ぶ範囲を想定する「噴火シナリオ」及び「火山ハザードマップ」は作成済みである。

③噴火時等の避難計画の策定 【総務課】

- ・ 十和田火山防災協議会では、火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定する必要があることから、策定に向けて協議中である。

④噴火時等の町民・登山客等への情報伝達体制の整備 【総務課】

- ・ 気象庁が観測・監視・評価の結果に基づき発表する「噴火警報」「噴火予報」「噴火速報」及び火山の状況に関する解説情報は、県の総合防災情報システムを通じて即時に伝達されることとなっている。気象庁の情報を町民や登山客等が把握しやすい待避施設や観光施設、宿泊施設等を介して伝達を図るほか、防災行政無線・サイレン・緊急速報メールなど、多様な情報伝達手段を構築する必要がある。

【想定】登山客や町民が噴火に巻き込まれる

⑤待避施設等の検討 【総務課】

- ・ 十和田火山防災協議会に参画して、噴火時の噴石等からの待避施設等の計画、整備に努める必要がある。

【想定】住家が火山泥流に巻き込まれる

⑥火山噴火に伴う土砂災害対策 【建設課】

- ・ 十和田火山について、予測の困難な火山噴火に起因する土砂災害に対して、緊急的なハード・ソフト対策を定める「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進める必要がある。

【想定】土石流や崖崩れに巻き込まれる

⑦土砂災害対策施設の整備 【建設課】

- ・ 土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を県と連携し推進する必要がある。

⑧土砂災害対策施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 土砂災害対策施設について、現在県が全施設の点検・健全度調査を進めており、今後、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

⑨土砂災害警戒区域等の指定 【建設課】

- ・ 土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、避難警戒体制の整備、促進する必要がある。

⑩土砂災害ハザードマップの作成 【総務課】

- ・ 土砂災害防止法に基づいた、県の土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の指定等を反映した土砂災害ハザードマップを作成し、想定される被害の範囲や規模、避難場所等を周知する必要がある。

⑪避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害） 【総務課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する必要がある。

【重要業績指標】

- ② 火山ハザードマップの作成 作成済み
- ③ 噴火時等の具体的で実践的な避難計画の策定 未策定
- ⑩ 土砂災害ハザードマップの作成 作成済み
- ⑪ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定 策定済み

最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

【想定】道路が雪で交通不能になる

①道路除雪等による冬期の交通確保 【建設課】

- ・ 県・町の各道路管理者が相互に連携し、それぞれの除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保に取り組んでおり、今後も、計画的に除雪機械の更新等を進め、除雪体制の強化を推進するほか、排雪場所の確保にも努める必要がある。
- ・ 雪崩予防柵・防雪柵等の雪害対策施設の整備を進めており、老朽化した既存施設の更新等を推進する必要がある。

【想定】雪下ろしによる死傷者が多数発生する

②雪下ろし事故防止対策 【総務課】

- ・ 除排雪作業中の安全対策の徹底について周知を図っているものの、雪下ろし中の事故は発生しているため、事故防止に向けて安全対策の効果的な普及啓発を図る必要がある。

③克雪化住宅の普及促進 【建設課】

- ・ 既存住宅の克雪化は進んでいないが、積雪による倒壊や雪下ろし作業中の事故等の未然防止に効果があるため、取組みを推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 除雪計画の見直し 毎年実施
- ③ 融雪装置設置支援事業補助件数 7件（H28まで）

最悪の事態 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】 関係機関の情報が途絶する

①関係行政機関等による情報共有体制の強化 【総務課】

- ・ 災害時には、町・消防・警察・気象台など関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、被害の軽減や迅速な応急救助が図られるよう、今後も連絡体制を強化する必要がある。
- ・ 大規模災害時には、地域防災計画に基づき、防災関係機関が災害対策本部に参集し、情報の共有を図ることとしており、今後も防災訓練等を通じ、情報収集・共有体制の強化を図る必要がある。

②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化 【総務課】

- ・ 県総合防災課（県災害対策本部）と町・消防・自衛隊・地域振興局など防災機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成27年度運用開始）により、情報伝達体制の強化を図ることとしている。

③秋田県情報集約配信システムによる情報収集・伝達手段の確保 【総務課】

- ・ 県と町等は、一般電話回線や秋田県総合防災情報システムによる基本的な情報伝達に加え、冗長化という観点から、Lアラートによるメディアへの情報配信機能、緊急速報メールの発信機能、町等の関係機関との情報共有機能等を持つ「秋田県情報集約配信システム」を、非常時における多様な情報伝達手段の一つとして積極的に活用し、情報伝達体制の強化を図ることとしている。

【想定】 被災現場の情報が届かない

④多様な伝達手段による被害情報の収集 【総務課】

- ・ 大規模災害発生時には、迅速な情報収集と共有が必要なことから、多様な手段による情報収集に努める必要がある。

【想定】 町民へ情報伝達ができない

⑤Jアラートによる情報伝達 【総務課】

- ・ 町民に災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、「全国瞬時警報システム」（Jアラート）を導入しており、定期的な運用試験等により確実な受信・伝達体制を強化する必要がある。

⑥緊急情報メール、SNS等複数の情報伝達手段の整備 【総務課】

- ・ 町民への情報伝達手段として、メール配信サービス、エリアメール、緊急告知FMラ

ジオ、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様化を進めているが、大規模災害時における停電等の事態に備え、複数の伝達手段を整備するとともに、迅速かつ効果的な情報提供に努める必要がある。

- ・ 多様な情報伝達手段の確保と併せて、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した情報伝達手段の整備を図る必要がある。
- ・ 定住、在留、一時的滞在外国人への情報伝達は、「やさしい日本語表記」とする必要がある。

⑦県からの河川水位等の情報受入体制の強化 【総務課】

- ・ 県では「秋田県河川砂防情報システム」により、河川・ダムの水位や土砂災害危険度等の情報を提供しており、町による避難勧告等の発令判断となっていることから、情報受入体制を強化する必要がある。

⑧避難勧告等の判断基準等の見直し

再掲 1-2④（避難勧告等の判断基準等の策定（水害）） 【総務課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む新たな「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（水害）を策定する必要がある。

再掲 1-3③（噴火時等の避難計画の策定） 【総務課】

- ・ 十和田火山防災協議会では、火山の特性に応じた情報収集・伝達、避難勧告等の対象地区、避難体制、避難経路、避難施設などを定めた「避難計画」を策定することから、策定に向けて協議中である。

再掲 1-3⑩（避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）） 【総務課】

- ・ 国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）を策定する必要がある。

【重要業績指標】

- ② 秋田県総合防災情報システム操作訓練の定期実施 毎年実施
- ③ 秋田県情報集約配信システムの導入 整備済み
- ⑤ Jアラート自動起動装置整備 整備済み
- ⑥ メール配信サービス、ホームページ、ツイッター、フェイスブックの導入 整備済み
- ⑧-1 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（水害）の策定（1-2④の再掲） 策定済み
- ⑧-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定（1-3⑩の再掲） 策定済み

最悪の事態 1-6 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

【想定】避難の遅れにより死傷者が発生する

①自主防災活動の充実・強化 【総務課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、町民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。

②地域の防災・避難訓練の実施 【総務課】

- ・ 地域防災力の強化を図るため、自主防災組織・水防管理団体・ボランティア団体・地域住民等と連携した訓練を実施するとともに、自主防災組織等は、各地域において避難誘導、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営等の訓練を実施する必要がある。

③学校における防災教育の充実 【教育委員会】

- ・ 児童生徒が防災意識や自助の重要性を認識し、災害発生時に自ら生命・身体を守る行動ができるよう、小中学校において防災教育の充実を図る必要がある。

④多様な主体が参画する防災訓練の実施 【総務課】

- ・ 災害発生時に迅速かつ冷静な行動ができるよう、町、防災関係機関及び町民等がとるべき行動を想定した実践的な防災訓練を計画的に実施する必要がある。

【重要業績指標】

①-1 自主防災組織率 38.9% (R1)

①-2 秋田県自主防災組織育成研修会開催 H25、R2開催

目標2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定】 備蓄など事前対策が不十分で食料・飲料水等が枯渇する

①県との共同備蓄物資の整備 【総務課】

- ・ 県と連携し、災害発生時に必要となる物資19品目を「共同備蓄品目」として指定し、災害発生時から3日分を整備することとしている。本町では目標量を確保しており、今後は賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を行う必要がある。

②民間事業者との物資調達協定の締結 【総務課】

- ・ 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、災害時に民間事業者から物資を調達できる協定の締結に努める必要がある。

【想定】 救援物資が届かない

③自助による備蓄の促進 【総務課】

- ・ 水・食料等の備蓄について、町民や自主防災組織等に対し、3日分の備蓄に向けた普及啓発を進める必要がある。

④避難所への備蓄の促進 【総務課】

- ・ 災害発生時の被災者への迅速・確実な物資提供が可能となるよう、あらかじめ避難所となる施設への備蓄を進める必要がある。

⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 【総務課】

- ・ 災害時の物資輸送及び保管・仕分け等を円滑に行うため、物流事業者に協力を要請できる協定の締結に努める必要がある。

⑥物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用 【総務課】

- ・ 災害時における救援物資の調達・輸送・供給に関わる業務は、災害の混乱期に多くの関係機関と緊密な連携が必要となることから、あらかじめ各関係機関の役割分担や業務の流れ、連絡調整に必要な共通様式等を整備しておくことが必要である。

【重要業績指標】

- ① 県との共同備蓄物資の目標達成 達成済み
- ② 災害時における物資の供給に関する協定の締結
スーパー1件、LPガス1件
- ④ 物資を備蓄している避難所数 4避難所
- ⑤ 物流事業者との物資輸送・保管協定の締結 1件

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

【想定】孤立可能性のある地区を把握できない

①孤立するおそれのある地区の現状把握 【総務課】

- ・ 災害による孤立想定地区をあらかじめ地域防災計画に定めるほか、地すべりや雪崩発生危険箇所など、災害危険箇所等の把握に努める必要がある。

【想定】孤立地区の被害状況を把握できない

②通信手段の確保 【総務課】

- ・ 通信の途絶が想定される地区に、衛星携帯電話等を配備する必要がある。

【想定】孤立状態が解消できない

③孤立予防対策

再掲 1-2 ①（河川改修等の治水対策） 【建設課】

- ・ 洪水を安全に流下させるための河道掘削などの治水対策を実施しており、河川改修等の治水対策をより一層推進する必要がある。

再掲 1-3 ⑦（土砂災害対策施設の整備） 【建設課】

- ・ 土石流や崖崩れから人命・財産を保全するため、土石流危険渓流・地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における対策施設の整備を県と連携し推進する必要がある。

再掲 4-1 ②（道路施設の老朽化対策） 【建設課】

- ・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する必要がある。
- ・ 橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を実施しているほか、大型法面、小規模構造物の定期点検を実施し、計画的に修繕する必要がある。

再掲 4-1③ (道路の防災対策) 【建設課】

- ・ 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面対策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。

④自家発電機など電力の確保 【総務課】

- ・ 孤立するおそれのある地区に、停電の長期化を想定した移動式自家発電機器等の配備を進める必要がある。

⑤緊急物資の備蓄 【総務課】

- ・ 孤立想定地区ごとに、飲料水、給水用品、食料品、生活雑貨、冷暖房器具、燃料、医薬品等の物資の備蓄を進める必要がある。

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

【想定】 消防施設の被災等により応急活動機能を喪失する

①消防施設の計画的な整備 【町民課】

- ・ 老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進めていく必要がある。

②消防施設における燃料の確保 【総務課】

- ・ 燃料の備蓄のほか、分署の近隣給油スタンドとの優先給油協定の締結等により、災害時における緊急車両等の燃料を確保する必要がある。

【想定】 応急活動を行う人員が不足する

③消防団への加入促進 【町民課】

- ・ 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、県と連携し広報活動を行うとともに、機能別消防団等の制度導入や消防団協力事業所の認定促進等に努める必要がある。

④消防団員の技術力の向上 【町民課】

- ・ 地域防災力の中核を担う消防団員の知識・技術の習得や資質向上を図るため、消防団防災リーダー育成や幹部研修を実施する必要がある。

【重要業績指標】

- ③ 消防団員数の条例定数充足率 72.4% (R1)

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

【想定】 被災者が避難所の場所を把握していない

①指定緊急避難場所、指定避難所の周知強化等 【総務課】

- ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の施設名称・位置・避難経路等について、新たなハザー

ドマップの配布や広報への掲載等を通じて周知を図る必要がある。

②福祉避難所の周知強化 【総務課】

- ・ 一般的な避難所では生活に支障が想定される要配慮者を受け入れるため、必要な福祉避難所を拡充し、周知を図る必要がある。

【想定】災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する

③帰宅困難者支援に関する計画の策定 【総務課】

- ・ 災害発生時に、交通の途絶等により発生する帰宅困難者の受入場所を確保するため、民間事業者の協力を得るための計画を策定する必要がある。

【想定】避難所等が被災して使用できない

④学校、公民館施設等の防災機能の強化 【教育委員会】

- ・ 太陽光発電設備や自家発電機の設置など、学校や公民館施設において最低限必要な避難所機能を整備する必要がある。

⑤公園、学校等における避難場所機能の確保 【建設課・教育委員会】

- ・ 避難場所に指定されている公園や学校（グラウンド）について、長寿命化計画に基づく老朽化対策を進める必要がある。

【想定】避難所において良好な生活環境を確保できない

⑥避難所における生活環境の整備 【総務課】

- ・ 避難所開設準備から閉鎖までの流れ、避難所運営の体制づくり、避難所運営のルール、要配慮者に優しく女性の視点に配慮した避難所づくり等を整理した「避難所開設・運営マニュアル」を更新し、避難勧告等の発表後のスムーズな避難者の受入れと避難所における良好な生活環境の確保に、平時から取り組む必要がある。
- ・ 避難所における良好な生活環境の確保については、高齢者等の二次被害につながるなど、近年の大規模災害でも課題となっており、『避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針』（内閣府）に基づき、バリアフリー化、避難支援室用のスペース・男女別トイレ等の確保、食物アレルギー対応など要配慮者が求める支援情報の把握等に取り組む必要がある。

【想定】避難所外の避難者を把握できない

⑦避難所以外の場所に滞在する被災者への支援計画の策定 【総務課】

- ・ ライフラインが途絶した自宅のほか車中泊やテント泊など、指定された避難所以外の場所に滞在する被災者の把握等が課題となっていることから、被災者への支援計画を策定する必要がある。

【重要業績指標】

- ①-1 指定緊急避難場所の指定数 13箇所
- ①-2 指定避難所の指定数 15箇所

- ② 福祉避難所の指定数 1箇所
- ⑥ 避難所開設・運営マニュアル策定 策定済み

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

【想定】医療施設が機能を喪失する

①診療所の業務継続体制の強化 【福祉課】

- ・ 災害時の診療体制の確保のため、BCP（業務継続計画）の策定を促す必要がある。

【想定】医薬品等を確保できない

②災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備 【福祉課】

- ・ 小坂町診療所において、おおむね3日分の医薬品等の常備備蓄を行うとともに、災害時には、県や秋田県医薬品卸業協会・秋田県医療機器販売業協会を通じて、災害の初動期以降に必要となる医薬品・医療機器の流通備蓄を確保する必要がある。

【想定】被災地での医療救護活動が滞る

③災害時の医療機関の被災状況等の情報収集、医療搬送体制の構築 【福祉課】

- ・ 災害時の医療施設の被災状況、傷病者数等の情報を収集し、関係機関と連携の上、医療搬送等を適確に実施するための体制を構築する必要がある。

最悪の事態 2-6 被災地における感染症等の大規模発生

【想定】避難所で感染症が集団発生する

①町の健康危機管理能力の向上 【福祉課】

- ・ 衛生水準の低下による感染症のまん延を防止するため、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策を推進する必要がある。

②平時からの感染症予防対策の強化 【福祉課】

- ・ 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を促進する必要がある。

目標3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

【想定】業務が継続できない

①町の業務継続体制の強化 【総務課】

- ・ 災害時の課ごとの優先業務や職員参集・安否確認方法、執務環境の確保等を定めた「小

坂町業務継続計画（BCP）」を早期に策定する必要がある。

【想定】 役場庁舎が倒壊する

② 役場庁舎の耐震性の強化 【総務課】

- ・ 平成21年に耐震改修工事を実施しているため、倒壊又は崩壊する危険性は低いものの、非構造部材（仕切壁、天井の内装材等）・設備機器・配管類の耐震評価を行い、必要に応じて補強又は耐震対策を考慮した更新を推進する必要がある。

③ 執務環境の整備 【総務課】

- ・ 什器の倒壊による混乱や職員の受傷を防止するため、日頃から執務室の整理整頓を心がけ、書類等の落下防止や避難通路スペースの確保に努める必要がある。

【想定】 役場庁舎が停電する

④ 停電時の行政機能の確保 【総務課】

- ・ 庁舎には、商用電力が途絶した場合に備えて、自家発電装置や蓄電池が設置されており、平時から3日間の運転が可能な燃油残量を維持する必要がある。

⑤ 非常用電源等の確保 【総務課】

- ・ 停電時でも最低限の業務が継続できるよう、庁舎各フロアに電工ドラム・LANケーブル・作業灯を備えるほか、停電時には各課室の非常用コンセントを使用できるようにする必要がある。

⑥ 停電対応訓練の実施 【総務課】

- ・ 停電時でも、防災拠点として必要な非常用電源や情報伝達手段を確保し、非常時優先業務を継続できるよう、訓練を実施する必要がある。

【重要業績指標】

- ① BCP（小坂町業務継続計画）の策定 未策定

目標4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 地域交通ネットワークが分断する事態

【想定】 緊急輸送道路ネットワーク等が寸断される

① 幹線道路等の整備 【建設課】

- ・ 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、国道及び県道の整備に協力するとともに、町道の計画的な整備を推進する必要がある。

② 道路施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 今後、道路施設の急速な老朽化に伴い、通行規制や通行止めが発生する可能性があり、適切な点検と併せて、補修が必要と判断される箇所について整備を推進する必要がある。
- ・ 橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を実施しているほか、大型法面、小規

模構造物の定期点検を実施し、計画的に修繕する必要がある。

③道路の防災対策 【建設課】

- ・ 道路の防災対策については、橋梁の耐震補強や落石・土砂崩落等の危険箇所における道路法面对策などを進めており、災害に強い道路ネットワークを構築するため、道路の防災対策を一層推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 道路改良率 59.0% (R1)

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

【想定】大規模かつ長期にわたり停電する

①電力施設・設備の強化 【東北電力ネットワーク（株）鹿角電力センター】

- ・ 東北電力ネットワーク（株）（鹿角電力センター）では、水害・風害・塩害・雪害・地震等の各自然災害による停電を防止するため、発電設備、送配電設備、通信設備等に関する技術基準等に適合した設備設計とすることに加え、定期的な巡視・点検など保守業務にも万全を期すこととしている。
- ・ 本町では、東北電力（株）鹿角営業所と平成21年11月20日付けで「災害時の協力に関する協定」を締結しており、医療機関や役場庁舎の電力優先復旧、電源車等の派遣を要請することとしている。

【想定】石油類燃料が確保できない

②災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合鹿角支部との協定 【総務課】

- ・ 秋田県石油商業協同組合鹿角支部と「災害時における石油燃料の供給に関する協定」を締結する必要がある。

【想定】長期にわたりガス供給機能が停止する

③ガス供給施設・設備の強化 【一般社団法人秋田県LPGガス協会】

- ・ 一般社団法人秋田県LPGガス協会では、地震発生時のガス漏れなどの緊急事態に迅速かつ適切な保安措置がとれるよう、緊急出動体制を整えている。

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

【想定】上水道機能が停止する

①水道施設の耐震化 【建設課】

- ・ 水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進めていく必要がある。

【重要業績指標】

- ① 上水道施設(管路)耐震化率 11.2% (R1)

最悪の事態 4-4 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

【想定】下水道機能が停止する

①下水道施設の耐震化 【建設課】

- ・ 地震時における最低限必要な下水道機能確保のため、施設の耐震化を進める必要がある。

②下水道施設の老朽化対策 【建設課】

- ・ 下水道施設の老朽化に備え、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に老朽化対策を推進する必要がある。

③下水道における業務継続体制の強化 【建設課】

- ・ 下水道BCPは策定済みであり、今後より実効性を高めるための改善を図る必要がある。

【想定】浄化槽の機能が停止する

④合併処理浄化槽への転換促進 【建設課】

- ・ 老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

【想定】し尿処理が滞る

⑤災害時におけるし尿処理等の協力体制の構築 【町民課】

- ・ 災害が発生した場合、円滑にし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から各事業所及び関係機関との連携を構築する必要がある。

【重要業績指標】

- ① 下水道施設(管路施設)耐震化率 100% (R1)

最悪の事態 4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【想定】信号機が全面停止する

①停電時の信号機減灯対策 【鹿角警察署】

- ・ 災害発生による道路交通の混乱防止を図るため、信号機電源付加装置の整備など、停電時の信号機減灯対策を進める必要がある。
- ・ 鹿角警察署では可搬型発動発電機を保有しており、停電時には信号機にケーブルを接続して電源供給を行うこととしている。

最悪の事態 4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

【想定】長期にわたり電話、携帯電話通信が停止する

①電話施設・設備の強化 【東日本電信電話（株）秋田支店】

- ・ NTT東日本（秋田支店）では、地震・火災・風水害等に強い設備づくり、通信伝送路の複数ルート化やループ化を行うとともに、移動電源車やポータブル衛星等の災害対策機器を配備し、災害等の不測の事態に備えている。また、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる災害時用公衆電話（特設公衆電話）の事前配備を市町村と連携して進めている。

②携帯電話設備の信頼性向上 【（株）ドコモCS東北 秋田支店】

- ・ NTTドコモでは、システムとしての信頼性向上として大ゾーン基地局の設置や、通信設備の耐震補強、中継伝送路の多ルート化および通信設備の二重化など通信網の整備を行っている。また、重要通信の確保のため、防災機関などに対する災害時優先電話制度、効果的なネットワークコントロール及び自治体等への携帯電話や衛星携帯電話の貸出しを行っている。

目標5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【想定】町内の企業活動が停止する

①企業等における業務継続体制の強化 【総務課】

- ・ 町内企業等のBCPの策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努めていく必要がある。

最悪の事態 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【想定】産業施設の損壊、火災、爆発等が発生する

①誘致企業や非鉄金属製錬関連施設等における災害の未然防止と拡大防止等を定めた業務継続計画の強化 【総務課】

- ・ 誘致企業や非鉄金属製錬関連施設等の災害の未然防止と拡大防止等を定めた計画の策定を促進するため、計画の必要性について普及啓発に努めていく必要がある。

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【想定】防災施設等が損壊又は機能不全に陥る

①県との連絡体制の強化 【総務課】

- ・ 迅速な避難のため、砂子沢ダムの災害時の放流状況等について、県との連絡体制を強化する必要がある。

②河川・土砂災害対策関連施設の老朽化対策

再掲 1-2②（河川関連施設の老朽化対策） 【建設課】

- ・ 河川関連施設は、洪水被害から町民の生命・財産を守るものであり、県と連携して、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

再掲 1-3⑧（土砂災害対策施設の老朽化対策） 【建設課】

- ・ 土砂災害対策施設について、現在県が全施設の点検・健全度調査を進めており、今後、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に推進する必要がある。

最悪の事態 6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する

①農業・農村の多面的機能の確保 【観光産業課】

- ・ 洪水や土砂災害の防止機能など、防災面においても農業・農村の多面的機能の確保は重要であり、中山間地域等での農業生産活動や農地・農業用施設の維持・保全活動を支援する必要がある。

②農業水利施設の保全管理 【観光産業課】

- ・ 基幹的農業水利施設（頭首工、用排水路等）のうち、詳細な診断を要するものについては、劣化状況把握等の機能診断を行い、必要な長寿命化対策を進める必要がある。

③森林整備 【観光産業課】

- ・ 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、間伐等の整備を進める必要がある。

④治山対策 【観光産業課】

- ・ 集中豪雨等の発生頻度の増加により山地災害の発生リスクが高まっており、県では山地災害危険地区の周知と併せて、荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備を進めている。

【重要業績指標】

- ① 農業・農村が有する多面的機能の維持活動に取り組んでいる組織数 8組織（R1）

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態

【想定】災害廃棄物処理が滞る

①災害時における廃棄物処理等の協力体制の構築 【町民課】

- ・ 災害が発生した場合、秋田県産業廃棄物協会と締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

②災害廃棄物の処理体制の整備 【町民課】

- ・ 災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び町が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。
- ・ 災害廃棄物処理の具体的な対応及び迅速な処理体制を構築するため、「小坂町災害廃棄物処理計画」を随時更新していく必要がある。

最悪の事態 7-2 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に建設事業者の協力が得られない

①災害対応に不可欠な建設業との連携 【総務課、建設課】

- ・ 町では、小坂建設業協会と災害時における応援協力に関する協定を締結しており、建設関係団体との協力体制を構築しているところであるが、引き続き建設関係団体との連携を図っていく必要がある。

②建設産業の担い手の確保・育成 【建設課】

- ・ 建設産業においては、若年者の減少と就業者の高齢化の進展により担い手不足が深刻化しており、県では「建設業担い手確保育成支援事業」等により、建設業団体等が実施する担い手確保・育成の取組を支援しているところであるが、関係機関との連携を図りながら、さらに取組みを強化する必要がある。

【想定】 災害ボランティアの受入れが滞る

③災害ボランティアセンターの設置・運営 【福祉課】

- ・ 大規模災害時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、小坂町社会福祉協議会等と連携して「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する必要がある。

④災害ボランティアコーディネーターの養成 【福祉課】

- ・ 小坂町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をコーディネートする「災害ボランティアコーディネーター」の養成研修の受講を推進する必要がある。

【重要業績指標】

- ③ 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定 未策定
- ④ 災害ボランティアコーディネーターの養成数 0人（R1）

最悪の事態 7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】 災害時に地域コミュニティ機能が減退する

①自治会共助組織の未組織自治会への立ち上げ支援 【総務課】

- ・ 少子高齢化の進展等により、除排雪作業の支援が必要な高齢者世帯が増加しているとともに、地域の雪処理の担い手が不足しているため、地域住民が主体となって除排雪を行う共助組織の立ち上げ支援など、少子高齢化が進む地域の除排雪体制の強化に向けた取り組みが求められているほか、自治会未加入者への加入促進が必要である。

②自主防災活動の充実・強化

再掲1-6① 【総務課】

- ・ 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、町民に対し、自主防災組織の結成を働きかける必要がある。

③消防団への加入促進

再掲2-3③ 【町民課】

- ・ 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため、県と連携し広報活動を行うとともに、機能別消防団等の制度導入や消防団協力事業所の認定促進等に努める必要がある。

【重要業績指標】

- ② 自主防災組織率（1-6①の再掲） 38.9%（R1）
- ③ 消防団員数の条例定数充足率（2-3③の再掲） 72.4%（R1）